

■ 基本的な考え方

高齢者や障がい者等が使用する浴室又はシャワー室は、安全かつ不自由なく利用できるよう配慮する必要があります。このため車椅子を使用する場合に横付けできるとともに、介助用スペースの確保が必要です。加えて、浴室用車椅子又はシャワーチェアなど入浴を介助する設備又は備品を備えなければなりません。

■ バリアフリー整備基準

内 容		関連条項	対象規模
一 般 基 準	①共用の浴室等を設けているか(男女の区別がある場合はそれぞれ1以上)	条18の3	別表第7
	【①が「有」の場合(1)～(8)に適合するか】		
	(1)表面は、滑りにくい材料で仕上げているか		
	(2)浴槽及びシャワーを利用するための区画内に、手すりを適切に設けているか		
	(3)洗い場又はシャワーは、容易に操作可能な自動温度調整器付き混合水栓を設置しているか		
	(4)浴室用車椅子、シャワーチェア等の車椅子使用者が円滑に入浴できる設備又は備品を1以上設置しているか		
	(5)車椅子使用者が円滑に利用できる空間を確保しているか		
	(6)浴室内には段を設けていないか(傾斜路又はエレベーターその他昇降機を併設する場合は除く)		
	(7)廊下から浴槽までの経路のうち1以上は、出入口の戸は自動開閉構造又は引き戸とし、その幅は80cm以上であるか		
	(8)更衣ブース又はシャワーブースを設置する場合は、それぞれ1以上の出入口が幅80cm以上であるか		

■ バリアフリー整備基準の解説

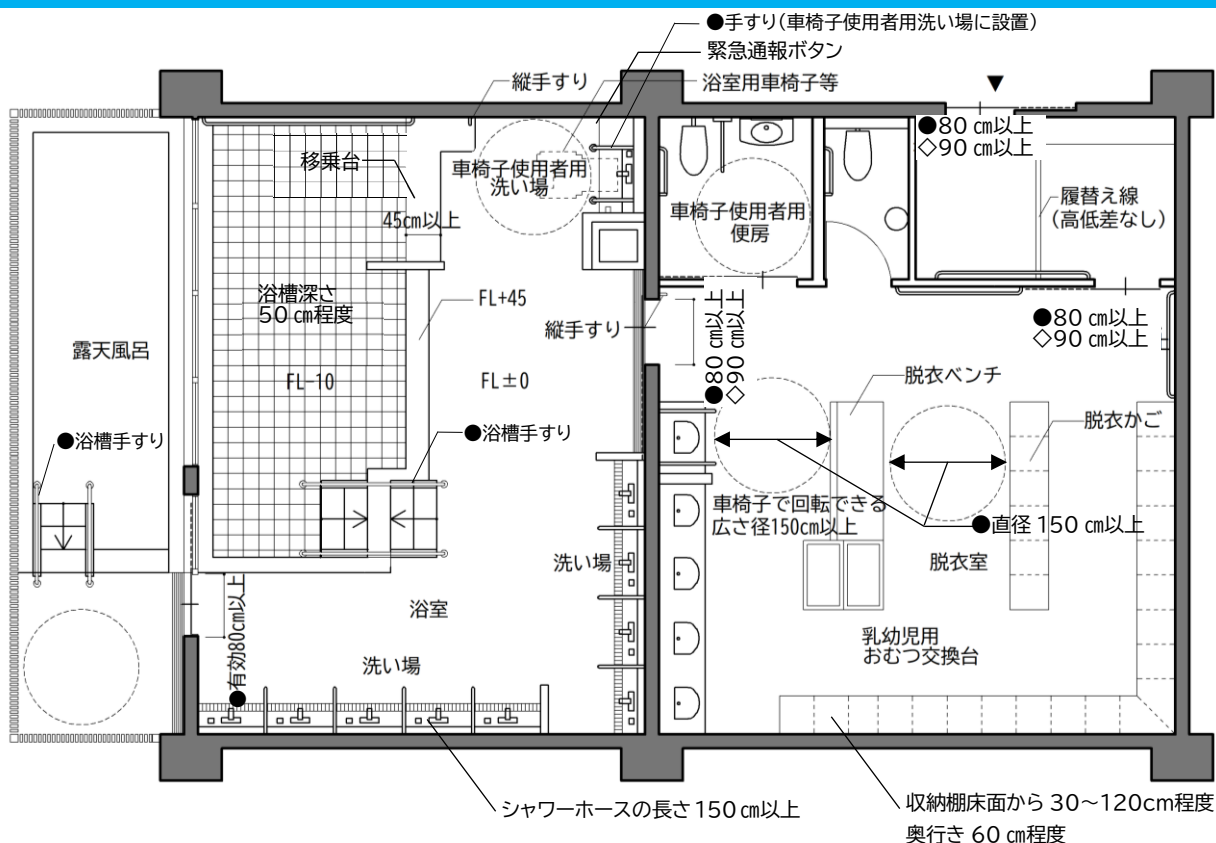
<一般基準> ●バリアフリー整備基準 ◇望ましい基準

項目	解 説	参照条文等
① 浴室等の設置	浴室等は、浴室(脱衣所、浴室、浴槽等で構成する空間)又はシャワー室(脱衣所、シャワー室やスペースで構成する空間)をいう。 ●別表第7に掲げる規模の特別特定建築物において、共用の浴室等(車椅子使用者用客室のものを除く。)を整備する場合、そのうち1以上(男女の区別があるときは、それぞれ1以上)は、(1)～(8)の基準に適合する浴室等を設置する。 ◇浴室等は、高齢者や障がい者にとって転倒等の危険性の高い場所であるため、障がいの種別、程度、介助の有無等を考慮して、浴室等の形状や設備を計画する。	別表第7

項目	解 説	参照条文等
(1) 床面等の仕上げ	●浴室等の床は濡れた状態でも滑りにくい材料で仕上げ、転倒又は床に座った状態で移動しても体を傷つけない材料とする。(◇壁も同様) ●滑りにくい材料は、「24 滑りにくい床材」の参考とするべき項目の解説を準用する。 ◇浴室用車椅子等での移動の妨げにならないよう、床は水はけの良い材料で仕上げ、可能な限り排水勾配を緩やかにする。	条18の3-1-1 標2-12.2.2.4
(2)手すり	●浴槽及びシャワーを備えた浴室内の車椅子使用者用の洗い場、車椅子使用者用のシャワー室等には、手すりを適切に設ける。 ◇浴室の出入口から洗い場、浴槽に誘導する経路に手すりを設ける。 ◇手すりは原則として水平・垂直に取り付ける。特に洗い場と浴槽での移乗に際して、立ち上がる動作を補助するための垂直タイプの手すりを設ける。段がある場合は、斜めに取り付けることができる。 ◇必要に応じて手すりは連続させて設置する。 ◇手すりの設置は、片側とするが、片側まひの方による利用も考えると、できる限り両側に設置する。	条18の3-1-2 標2-12.2.2.5.3
(3) 混合水栓金具	●洗い場又はシャワーの水栓金具は、レバー式等の操作しやすいものとする。 ●自動温度調節器(サーモスタット)付き混合水栓等、湯水の混合操作が容易なものとし、自動温度調節器には適切な温度の個所に認知しやすい印を付ける。 ◇水栓金具は、動作の障がいにならない位置に設け、洗い場の水栓金具の取り付け高さは、浴室用車椅子等に座った状態で手が届く位置とする。 ◇点字表示をするとともに、浮き彫り文字等を併用する等の工夫をする。	条18の3-1-3 標2-12.2.2.5.4
◎シャワー	◇原則としてハンドシャワーとする。 ◇シャワーヘッドは垂直に取り付けられたバーに沿ってスライドし高さを調整できるものか、上下2箇所の使いやすい位置に、ヘッド掛けを設けたものとする。 ◇シャワーホースの長さは150 cm以上とする。	標2-12.2.2.5.2 【図1、2】
(4) 設備・備品	●浴室には、浴室用車椅子、シャワーチェアその他の車椅子使用者が円滑に入浴を行うことができる設備又は備品を1以上設置する。具体的には、天井走行式介助リフト、介助用浴室車椅子、自走式浴室用車椅子、移乗台等をいう。 ◇異性による介助に配慮し、男女が共用できる脱衣室・更衣ブース内に、車椅子使用者が円滑に利用できる貸し切り浴室を1以上設ける。	条18の3-1-4 標2-12.2.2.1
◎脱衣所	◇収納棚を設ける場合は、床からの高さは30～120 cm程度以内とし、奥行きは60 cm程度とする。 ◇脱衣所や更衣ブースでは、介助スペースを確保できるように脱衣ベンチは床に固定することは避ける。 ◇脱衣ベンチは、座面の高さは40～45 cm程度、幅は180 cm程度、奥行きは60 cm程度以上とする。	標2-12.4.1.2.2 標2-12.4.1.5.2 【図1】
◎浴槽	◇浴槽の深さは50 cm程度、エプロン高さは40～45 cm(車椅子の座面の高さ)程度とする。 ◇浴槽の縁には、車椅子から移乗できる移乗台を設ける場合、移乗台の高さ及び奥行きは、浴槽と同程度とし、幅は45 cm以上とする。移乗台は取り外し可能なものでもよい。	標2-12.2.2.5.1 【図1】
◎ 緊急通報 ボタン	◇緊急通報ボタンは、床に転倒したときにも届くよう、側壁面の低い位置に設け、ループやひもを付けたものとする。	標2-12.2.2.5.5 【図2】

項目	解 説	参照条文等
◎その他備品	◇貸し切り浴室では、浴槽の床が滑りにくいよう、床マットを貸し出すことができるよう準備する。 ◇シャンプー・リンス・ボディソープ等の容器は、視覚障がい者が手で触れて区別することのできるものを設ける。	標3-3.2.3.1
(5)スペース	●出入口から更衣室、浴室、浴槽までの通路及び車椅子使用者用の洗い場、車椅子使用者が円滑に利用できる空間として、車椅子が360°回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できるスペースを設ける。 (洗い場、手すり等の設備の下部に車椅子のフットレストが通過できるスペースが確保されていれば、それらと円が交差してもよい。) ◇車椅子で浴槽に接近できるスペースを確保し、浴槽の周囲では三方向から介助できるスペースを確保する。	条18の3-1-5 【図1】 標2-12.2.2.3
(6)段差の解消	●排水に配慮しつつ、出入口から浴槽又はシャワー室までの床面には段差を設けない。 ◇廊下から脱衣所・更衣室、浴室・シャワー室までの経路は、車椅子による移動が円滑に行えるよう配慮する。	条18の3-1-6 【図1】
(7)(8)出入口	●廊下から浴槽までの経路のうち1以上の出入口の戸は、自動的に開閉する構造である戸又は引き戸とし、その経路幅は80cm以上とする。 ●更衣を行うための設備ブース又はシャワーを利用するための設備(シャワーブースやシャワースペース等)を設ける場合は、それぞれ1以上の出入口の幅を80cm以上とする。 ●「02 出入口」の移動等円滑化経路の基準の解説②④戸の形式を準用する。	条18の3-1-7 条18の3-1-8 誘13-1-2 【図1】
その他留意点	◇弱視者の視認性や高齢者の分かりやすさに配慮し、浴槽、水栓金具、洗面器等の備品・設備等の壁の仕上げ材料は、部品・設備等と壁及び床と色のコントラストの差を確保する。	標2-12.3.1.4

図1 浴室の整備例



・手すり、階段、天井走行式の
介助用リフトを設置した貸し切り浴室



・浴槽まで車椅子でアクセス可能な大浴場
(手すりを整備。入浴は歩行による。)



図2 シャワー室の整備例

